

# 家計が急変した学生等への支援について

(高等教育の修学支援新制度  
～授業料等減免・給付型奨学金～)

## 趣旨

高等教育の修学支援新制度（授業料等減免+給付型奨学金）は、住民税非課税世帯及びこれに準ずる世帯を対象として支援。住民税は、前年所得をもとに算定されているが、予期できない事由により家計が急変し、急変後の収入状況が住民税に反映される前に緊急に支援の必要がある場合には、急変後の所得の見込により要件を満たすことが確認できれば、支援対象とする。

### 家計を急変させる予期できない事由 (急変事由)

生計維持者（学生の父母等）の死亡、事故・病気（による就労困難）、失職（※）、災害等やむを得ない事由

（※）失業について、定年退職や正当な理由のない自己都合退職等の自発的失業は含まない。



→ この「やむを得ない事由」の中に、  
今般の新型コロナウイルス感染症の影響による家計の急変についても対象にするよう運用を拡充

原則		家計急変の場合の特例	
申込	年2回（4月始期分、10月始期分）	随時（急変事由の発生後3ヶ月以内に申し込み）	
支援開始時期	4月始期 又は 10月始期	随時（認定後速やか）※新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、当分の間、申請日の属する月から支給開始できるよう運用拡充	
対象者	家計、学業その他の要件を満たす者	急変事由が生じた者のうち、家計、学業その他の要件を満たす者	
所得基準	住民税非課税世帯・これに準ずる世帯について、下記の算式により判定 市町村民税所得割 課税標準額×6% - (調整控除の額 + 税額調整額)	左記に準ずる額（年間所得の見込額を基に基準額を算定）	
判定対象となる所得	前年所得 ※機構はマイナンバーで住民税情報を捕捉	急変事由が生じた後の所得 ※ 新型コロナウイルス感染症による影響で 家計が急変した後の1ヶ月程度の所得で判定	※給与明細や帳簿等で確認
支援区分の変更	毎年、夏に最新の住民税情報を確認し、10月分の支援から、支援区分を見直し（年1回）	3ヶ月毎に、急変事由が生じた後の所得を確認し、都度、支援区分を見直し（一定期間経過後は通常の扱いに戻す）	

## 支援額（例）

	授業料等減免		給付型奨学金	
	入学金	授業料	自宅生	自宅外生
国公立大学	約28万円	約54万円	約35万円	約80万円
私立大学	約26万円	約70万円	約46万円	約91万円

※左記は住民税非課税世帯の場合。  
準ずる世帯の場合は2/3又は1/3。

※短期大学、高専、専門学校はそれぞれ支援額が異なる。

予算 令和2年度予算額 4,882億円

授業料等減免 2,528億円※

給付型奨学金 2,354億円

※公立大学等及び私立専門学校に係る  
地方負担分（392億円）は含まない。

国・地方の所要額 5,274億円